光通信設備工事承認申請のご案内

光通信設備(光ファイバーケーブル)導入に係る配線工事等を行うときに申請するものです。

【申請できる条件】

- ①既設配管を利用する場合、光ファイバーケーブル通線の際、配管内の回線収容本数に余裕が あること
- ②各回線事業者にて事前に現場調査を行い、配管・配線(露出配線を含む)構築の際、他店舗の 専有部分等に影響が出る場合は、お客様ご自身で説明し承諾を得ること

[光通信設備の設置条件]

- □店舗退去及び当該設備が不要となったときは、設備したものすべてを撤去し原状回復すること また、公社に光通信設備装置等の買取りまたはあっせん等の請求をしないこと。
- □公社から当該設備の撤去の要求があった場合は、直ちに自己負担で原状回復すること また、指示により一時撤去および再設置する場合も自己負担で行うこと
- □構造躯体(防水層等を含む)を欠損しないこと。また、設置後の状態が危険のないもので あること
- □配管・配線(露出配線を含む)構築の際は住棟への影響を及ぼさないよう施工すること 設置後これに起因する事故が生じた場合は、自己の責任とすること
- □提出図面どおりに施工し、申請書の内容を変更するときは必ず再申請すること

【確認事項】

- ①設置工事は、当社の承認後に行っていただきます。
- ②現場調査の結果によっては、工事を実施できない場合があります。

【提出書類】

□ 光通信設備工事承認申請

「添付書類〕

- □ 光ケーブル設備図(引込図、棟内敷設図)
- □設置工事日程表

光通信設備 工事までの 事前現場調査 申請書の提出 審査 公社承認 光通信設備工事着手

♠ 注意事項

- *申請受付は、郵送にて受付いたします。賃借人本人がご記入・ご捺印いただき、添付書類と一緒に下記宛先まで ご提出ください。
- *管理事務所または窓口センターに直接提出することも可能です。その際は、本人確認をさせていただきますので 来所される際は、本人確認できる書類をお持ちください。
- *提出いただいた書類は返却できません。

★ ご不明な点は、「JKK東京 公社管理課 店舗営業係」にお問合せください

〒150-8543

東京都渋谷区渋谷1ー15ー15 テラス渋谷美竹 2階

JKK東京 公社管理課 店舗営業係 In.03-3409-2261(代)

受付時間 午前9時~午後6時(土・日・祝日・年末年始を除く)